

施策の展開

第4章

安全安心やさしいみずほ

第1節 安全に安心して暮らせるまち

- 1 安全・安心
- 2 基地対策
- 3 消費生活

第2節 地球を守る環境にやさしいまち

- 1 循環型社会
- 2 ごみ・し尿
- 3 環境保全
- 4 環境美化

安全·安心

安全に安心して暮らせる社会には、地域住民の絆が重要となります。

地震や*ゲリラ豪雨などによる自然災害が発生していますが、平成20年の東京 都の*地域危険度測定調査では、瑞穂町の地震による建物倒壊危険度、火災危険 度は、ともに危険性がもっとも低いランク1の評価がつけられています。しかし、 災害は想定を超えることもあるため、災害発生時に備えた自助、共助の意識と行 動力を高めていく必要があります。地域の防災力が高まるように、地域共有の対 応マニュアルづくりや、より実践的な防災訓練の実施などの重要性が指摘されて います。町民との連携を一層強化し、*災害時要援護者支援台帳の効果的な活用 方法を研究するなど、町民が冷静に適切な対応ができるよう啓発していくことが 必要です。

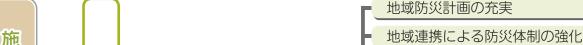
消防については、常備消防である福生消防署と連携し、さらなる火災予防の徹 底や防火意識の向上をはかる必要があります。また、瑞穂町消防団の5つの分団 では、就労形態の変化などにより団員の確保が年々厳しくなっています。消防施 設の整備とともに、団員確保に向けた広報活動の強化がもとめられます。さらに、 地域における防火および消火活動体制が重要であり、地域配備消火器の適正な配 置や管理につとめるとともに、自主防災組織の育成、強化をはかる必要があります。

犯罪は、経済や社会の動向のほか、精神的疲労など、複雑でさまざまな要因に より発生しますが、日常生活の中でだれもが被害にあう可能性があり、一人ひと りの防犯意識の向上が重要となります。町ではこれまで、青色回転灯装備車によ る巡回パトロールや防犯情報のメール配信などの防犯活動を推進してきました。 規範意識の向上や地域の絆づくりにより、地域の力で犯罪を「しない、させない、 見逃さない」ことが必要であり、自主防犯組織の拡大、防犯ボランティアの活動 などに対する支援や協力を充実させていかなければなりません。

交通事故は、被害者だけでなく加害者自身やその家族、関係者の生活に甚大な 影響を与え、社会的、経済的損失をもたらします。瑞穂町の交通事故件数は減少 してきているものの、国道16号や新青梅街道などの幹線道路の結節点であること から、人口に換算した発生件数では多摩地域で2番目に多い状況にあります。生 活道路への通過車両の増加のほか、交通モラルの低下により、交通事故の危険性 が高くなっています。特に、高齢者が交通事故の被害者や加害者になってしまう ことが増えていることから、高齢者に対する交通安全対策が重要となります。

況 ع 課 題

6



防災体制の確立

消防力の強化

防犯環境の充実

交通安全の充実

被災者対策の充実 防災施設の整備充実

危機管理体制の確立

消防活動体制の強化

消防施設の充実

応急対策の確立

防犯活動の充実

防犯思想の普及

犯罪をさせない環境の整備

交通環境の整備と交通規制の強化

交通安全思想の普及

放置自転車対策の推進

交通災害共済制度への加入促進

数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度	
犯罪発生件数	663件 (平成21年)	480件	350件	
交通事故発生件数	307件 (平成21年)	250件	200件	

犯罪発生状況の推移

安全·安心



出典:福生警察署

交通事故発生状況の推移



件数 网 死傷者総数

出典:福生警察署

施

策

第1

第2章

第3章

第4章

(1) 防災体制の確立

①地域防災計画の充実

地域防災計画について、上位計画、関連計画の改訂にあわせて最新の内容に修正し、計画の充実をはかります。

②地域連携による防災体制の強化

いつ発生するかわからない災害について、防災訓練や広報活動を通じて町民への防災意識の高揚をはかるとともに、自主防災組織強化のための支援を行い、地域における予防活動や訓練を促進します。

③被災者対策の充実

民間企業や事業所などとの災害時における応援協定締結の拡充をはかるとともに、災害時要援護者の円滑な救済に向け関係機関と連携し、支援台帳の効果的な運用体制を構築するなど、被災者対策の充実をはかります。

また、武蔵野防災会館やコミュニティセンターなどによる非常時の一時住居提供体制を維持します。

④防災施設の整備充実

防災拠点、避難場所などの防災施設の整備、拡充につとめるとともに、 非常用飲料水や食料、生活必需品、応急資材などの防災備蓄品を適正に 常備します。

また、メール配信システムを活用した情報提供や災害時における緊急 放送要請に関する協定にもとづいたCATVの緊急放送など、防災情報 ネットワークの充実につとめます。

⑤危機管理体制の確立

国民保護計画にもとづき、武力攻撃事態などに対処できる危機管理体制の確立につとめるとともに、あらゆる危機に円滑に対処できるよう、個別対応マニュアルの拡充につとめます。



(2) 消防力の強化

①消防活動体制の強化

常備消防である福生消防署との連携体制を強化するとともに、消防団、 自主防災組織、事業所、防災ボランティアなどの育成とネットワーク体 制の充実につとめ、火災予防、消火活動体制の強化をはかります。

また、消防力の低下を招かないよう、消防団活動への支援と普及活動を推進し、消防団員の確保につとめます。

②消防施設の充実

消防団詰所の適切な維持管理、防火水槽や消火栓、地域配備消火器などの適正配置につとめるとともに、消防団活動に必要な消防ポンプ自動車を順次更新していきます。

③応急対策の確立

火災被害にあった方を一人でも多く救出し、負傷を最低限に抑えることができるよう、災害時救急医療品の備蓄と地域の救急医療体制の充実をはかります。



自主防犯パトロール活動

メール配信システムQRコード

次のメールアドレスに空メールを送信し、返信メールから登録してください。QRコードが読み込める携帯電話では、QRコードもご利用ください。



災害情報(火災や風水害など)

mizuho.saigai@mpme.jp



防犯情報(不審者・犯罪発生など)

mizuho.bouhan@mpme.jp



行政情報(イベント・お知らせなど)

mizuho.gyousei@mpme.jp

(3) 防犯環境の充実

①防犯活動の充実

青色回転灯装備防犯パトロール車の効果的運用による犯罪抑止をはかるとともに、防犯協会、町内会・自治会が中心となった自主防犯組織への支援と町民がより参加しやすい防犯活動体制の構築について、福生警察署などの関係機関と連携しながら研究していきます。

②防犯思想の普及

防犯情報メール配信システムの普及促進や防犯教室の開催などにより、防犯に対する意識高揚と注意喚起をはかるとともに、地域と連携した高齢者世帯への情報提供や子どもたちの地域での見守り活動など、規範意識の向上と地域の絆づくりによって、犯罪の未然防止につとめます。

③犯罪をさせない環境の整備

犯罪を誘発する落書きやごみ放置などの環境の解消につとめるとともに、防犯灯の増設や適正配置を行い、犯罪をさせない環境の整備を推進します。また、駐在所の適正配置について要請していきます。



歩道橋の落書き消去活動



(4) 交通安全の充実

①交通環境の整備と交通規制の強化

危険箇所の早期把握につとめるとともに、歩道やガードパイプ、道路 照明灯、カーブミラーなどの交通安全施設設置や道路のカラー舗装を推 進します。また、福生警察署や交通安全推進協議会などの関係機関と連 携および協議しながら、信号機や横断歩道、交通標識設置の要望を行う とともに、違法駐車対策や交通規制の強化をはかり、安全の確保につと めます。

②交通安全思想の普及

自動車や自転車の運転マナーやモラルの欠如によって、交通事故誘引の可能性があることを、春秋の交通安全運動や「広報みずほ」、ホームページなどで呼びかけ、町民の交通安全に対する意識啓発をはかります。

特に、交通事故の危険から身を守るため、子どもや高齢者などの交通弱者への交通安全教室の充実につとめ、事故防止をはかります。

③放置自転車対策の推進

箱根ケ崎駅自転車等駐車場の利便性の向上につとめるとともに、公共の場所における放置自転車対策を推進し、歩行者の安全を確保します。

④交通災害共済制度への加入促進

交通災害共済制度のさらなる周知につとめ、加入促進をはかるととも に、加入時や被害時の手続などへの適切な対応につとめます。

罪種別犯罪発生状況の推移

	(†						
区分	7)	年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
M	悪	犯	2	3	2	2	4
粗	暴	犯	21	20	16	16	23
侵	入盗	犯	78	63	43	39	40
非任	曼入溢	医犯	408	463	454	442	527
知	能	犯	23	21	10	19	16
風	俗	犯	3	0	4	1	8
そ	の	他	145	122	116	144	92
合		計	680	692	645	663	710

出典:福生警察署

交通事故発生状況の推移

(件, 人)

年 区分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
件	ž	数	305	313	271	307	259
	死	者	3	1	0	1	0
死	重傷	諸	5	0	8	0	0
死傷者	軽傷	諸	386	399	311	369	306
	=	ŀ	394	400	319	370	306

出典:福生警察署

2 基地対策

現況と課題

瑞穂町は、行政面積16.83kmのうち8分の1(2.1km)を横田基地に提供しているとともに、航空機騒音のうるさい「*第1種区域」の面積が行政面積の42.8%(7.2km)を占め、基地に土地を提供している周辺6市町のうちもっとも高い状況にあります。町の上空を飛行する航空機の騒音が、町民の生活環境に大きな影響を与えています。また、横田基地の存在は騒音だけではなく、航空機事故の発生の危険性のほか、土地利用に制限が加わるなど、町の発展に対して大きな障害となっています。飛行回数の削減をはじめ、住宅防音工事対象区域の拡大、*告示後住宅の救済など、町が受けている障害の解消に向け、関係機関へ強く要請していく必要があります。また、公共施設の防音工事の採択にあたり、騒音の状況が採択基準に達せず、不採択となる問題が生じています。基地が存在する以上、飛行回数など、運用の変化はいつでも起こりうるため、補助採択基準の見直しをもとめることも必要です。

一方で、府中基地から航空自衛隊航空総隊司令部が移駐してきます。このような基地の運用に関する問題に対して、日常生活の安全性、快適性、利便性を担保するとともに、町民が大きな不安を招くことのないよう、正確な情報収集と適正な情報提供につとめていく必要があります。

なお、経済性や利便性のみを追求した軍民共用化については、関係機関の動向を注視するとともに、町および町民に、騒音の増加など今以上の悪影響が生じないよう、引き続き反対の姿勢で対応していく必要があります。

施策体系

 基地
対策
 生活環境の保全
 航空機騒音調査の充実
関係機関への要請
補助金・交付金の拡充
制度改正への対応

 軍民共用化への対応
 軍民共用化反対

第 1 章

第2章

第3章

第 **4** 章

第 **5**章

第6章

(1) 生活環境の保全

①正確な情報の収集と提供

町民の生活に与える不安の軽減をはかるために、基地に関する国や米 軍の正確な情報の収集と町民への提供につとめます。

②航空機騒音調査の充実

航空機騒音調査データの有効活用をはかり、航空機騒音による被害実態の把握につとめます。また、今後予定されている航空機騒音単位の世界統一基準への移行に、円滑に対応します。

③関係機関への要請

航空機騒音をはじめとする町民が受ける被害の実情を強く訴え、基地に起因する諸問題の解決に向け、関係機関にその対策を強く要請していきます。また、「*横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」などを通じ、横田基地の整理・縮小・返還に向けての活動を推進します。

(2) 補助事業の拡充要請

①補助金・交付金の拡充

飛行直下に市街地が存在するという瑞穂町の特殊事情を強く訴え、生活環境の保全に必要となる補助金や交付金の拡充を国に要請するとともに、*国有提供施設等所在市町村助成交付金について、固定資産税相当額の交付を要請します。

特に、公共施設や住宅の防音工事については、常に被害を受けている 実情を訴え、*告示後住宅の救済や対象区域および対象施設の拡大を要 請します。

②制度改正への対応

国の制度改正などにより、防衛省補助事業の改正も考えられることから、正確な情報を随時入手し、制度改正へ円滑に対応できるようにつとめます。

(3) 軍民共用化への対応

①軍民共用化反対

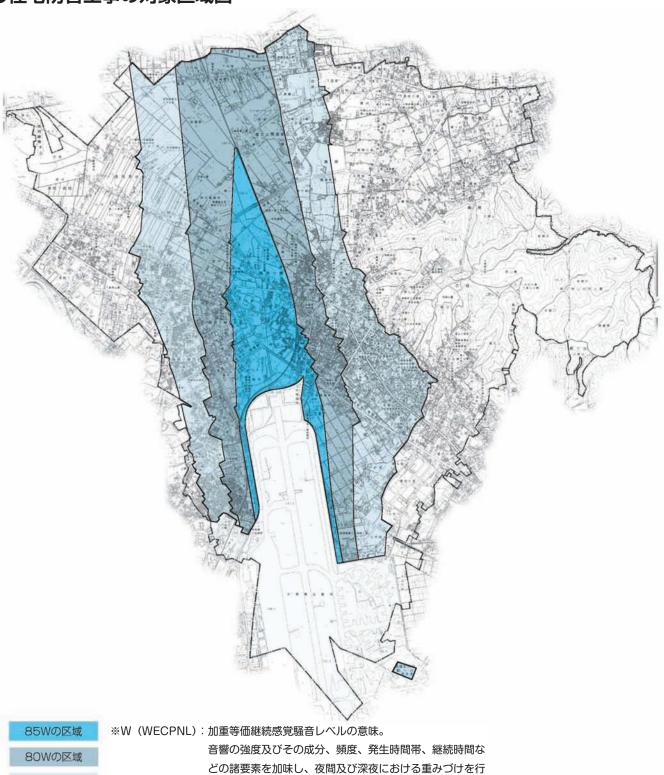
横田基地の軍民共用化は、騒音被害の増大に加え航空機事故の危険性など、町民の安全な生活環境に多大な影響を与えることが予想されます。 これ以上の不利益が生じることのないよう、国や関係機関に反対の要請を行います。



市街地上空を飛ぶ飛行機

●住宅防音工事の対象区域図

75Wの区域



った航空機騒音の評価単位。

131

第6章

平成23年3月現在

③ 消費生活

現況と課題

第1章

第2章

第3章

施策体系

「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とする「消費者基本法」にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、平成21年に消費者庁が設置されました。消費者の利益の擁護と増進、商品やサービスに対する消費者の自主的な選択の確保、消費生活関連物品の品質に関する表示などについて、取り締まりや啓発、指導の強化がはかられています。

しかし、依然全国各地で違法なクレジット契約や振り込め詐欺、架空および不 当請求、悪質商法などによるトラブルや犯罪が多発しています。また、消費者ニー ズの多様化や商品販売の規制緩和によって、次々と開発され市場に出回るさまざ まな商品や、宅配や通信販売などによる新たなサービスの登場、インターネット を活用した情報の氾濫など、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題 も複雑かつ高度化してきています。

瑞穂町では平成17年に消費者生活相談窓口を開設しましたが、相談の内容も複雑化していることから、東京都消費生活総合センターなどの関係機関と連携し、相談体制の充実をはかる必要があります。また、被害を未然に防ぐことができるよう消費者情報の提供につとめ、消費者の自立への支援を行うことが重要です。

消費生活

消費生活の向上

消費者の自立への支援

消費者相談の充実

環境に配慮した消費行動の促進



相談窓口

施

みらいに ずっと **ほ**これるまち

(1) 消費生活の向上

①消費者の自立への支援

トラブルや事件、事故に巻き込まれることのないよう、「広報みずほ」やホームページを通じて、発生事例およびその対処方法、キャッチセールスなどへの適切な対応方法などを紹介するとともに、消費生活用品の使用上の注意喚起など、消費者の自立に向けた支援をすすめます。また、消費者団体と連携した講演会や展示会を開催し、消費者意識の高揚をはかります。

②消費者相談の充実

東京都消費生活総合センターや警察、西多摩地区市町村などの関係機関との連携を強化するとともに、消費者生活相談窓口の普及推進と利用促進をはかり、消費者の相談しやすい体制の整備につとめます。

③環境に配慮した消費行動の促進

地球温暖化やごみ問題などに対して、適切な消費行動を実践できるよう、リサイクルや省エネルギーに必要な情報の提供につとめるとともに、不用品交換登録制度の充実やフリーマーケットへの参加促進をはかり、環境にやさしい消費行動を誘導します。



消費者講座

第2節 地球を守る環境にやさしいまち

1 循環型社会

現況と課題

地球温暖化の影響は、我が国だけではなく全世界における大きな課題となっています。循環型社会を形成するためには、新たな再資源化の研究をすすめることも必要ですが、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に加え、省エネルギーの促進と新エネルギーの導入が重要です。

瑞穂町では、ごみの減量と再資源化、物の再利用の促進とともに、省エネルギー化やヒートアイランド対策を展開してきました。「ノー(NO)レジ袋・マイバッグキャンペーン」を展開し、町民の生活や企業の事業活動などにおける排出抑制(リデュース)をはかり、エコパークでのフリーマーケットを定期開催して、再使用(リユース)の意識を広げる取組を行っています。また、リサイクルプラザは、収集した家具などの展示販売、リサイクル品の実用化に加え、雨水の利用、屋上および壁面の緑化、太陽光発電システムの導入など、循環型社会形成の拠点として機能しています。

しかし、未だ資源物への異物の混入などが見られるため、分別方法の周知徹底 と環境問題に対する意識啓発を行うとともに、環境負荷を低減する根本的な取組 である排出抑制をさらに促進していく必要があります。また、リサイクルプラザ への見学やフリーマーケットへの来場が、多くの町民に拡大していくよう、普及 事業を展開していくことも必要です。

一方、エネルギーについては、平成22年に住宅用環境配慮型機器購入費助成制度を創設し、*温室効果ガスの削減と環境に対する意識の高揚をはかっています。制度普及のPRを行うとともに、家庭や事業所における新エネルギーや効率的なエネルギー供給システムの利用をさらに啓発していく必要があります。

また、人や物の移動に費やすエネルギーを減少させ、 CO_2 などの * 温室効果ガスの発生を抑制するために、公共交通機関の整備、拡充を要請し、自動車から公共交通への利用転換を促進していくことも重要です。

第 1

数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
マイバッグ持参率	17.3% (平成22年2月)	22.0%	27.0%



みずほリサイクルプラザに設置された太陽光発電システム

施

策

(1)環境基本計画の推進

①環境基本計画の推進

環境基本計画の基本目標「自然とふれあい、安心して暮らせるまちみずほ」の実現に向けて、*環境マネジメントの実践につとめます。

(2) 循環型社会の形成

①3 R活動の推進

ごみのさらなる再資源化に向け、リサイクルできるものとできないものの分別の細分化をはかるとともに、啓発活動を強化します。また、環境負荷への根本的課題である排出抑制のため、「ノー(NO)レジ袋・マイバッグキャンペーン」の普及促進をはかります。また、庁舎や公共施設においても、一事業所としての責務をはたすため、ごみの減量とリサイクルの推進につとめます。

さらに、再資源化に有効な新たな手法について研究し、3R活動の推進をはかります。

②リサイクルプラザの効率的・効果的運営

リサイクルプラザの中間処理施設としての機能を十分に発揮し、正しい収集および分別を徹底するとともに、新たなリサイクルルートを検討するなど、循環型社会の形成を促進します。

また、プラザでの効率的な作業をすすめる中で、ごみ収集業者と連携しながら、ごみ出しに対する違反者への対策の強化や、資源物への異物混入の解消をはかるなど、さらなる分別徹底策を検討します。

③リサイクル品の利活用の促進

みずほエコパークで開催しているフリーマーケットを、循環型社会の 形成に有効な啓発活動として拡充するとともに、リサイクルプラザの展 示コーナーや啓発コーナーを活用し、製品の再使用、リサイクル品の利 活用を促進します。



(3) エネルギーの有効活用

①省エネルギーおよび新エネルギー導入の促進

家庭や事業所における省エネルギーの推進や効率的なエネルギー供給システムの活用、新たなエネルギーの導入について、「広報みずほ」やホームページなどにより普及啓発を行います。また、東京都と連携し、家庭における太陽光発電システムの導入を促進します。

②公共施設における取組の推進

公共施設の建設にあたっては、自然採光や深夜電力の利用、省エネ効率のよい機器の導入に取り組んでいきます。また、街路灯の*LED照明への切り替えや維持管理を適切に行い、無駄なエネルギー消費を防ぎます。あわせて、リサイクルプラザで啓発します。

(4) *温室効果ガスの削減

① (仮称) 地球温暖化防止実行計画の策定および推進

(仮称)地球温暖化防止実行計画を策定し、町の事務事業の実施によって排出される*温室効果ガスの削減に取り組みます。

②公共交通の整備促進

人や物の移動に必要なエネルギーの消費抑制やCO₂などの*温室効果ガスの発生抑制に効果がある公共交通の利用を促進するため、JR八高線の増発やバス路線の確保、多摩都市モノレールの延伸を要望していきます。

② ごみ・し尿

現況と課題

第 1

第2章

瑞穂町の1人1日あたりのごみ量は932g(平成21年度)で、家庭ごみ一部有料化・戸別収集の導入前(平成15年度)に比べると、約420g減量されています。また、平成19年より収集ごみを22分別にするとともに、リサイクルプラザでの分別を徹底したことにより、資源化率も向上しています。

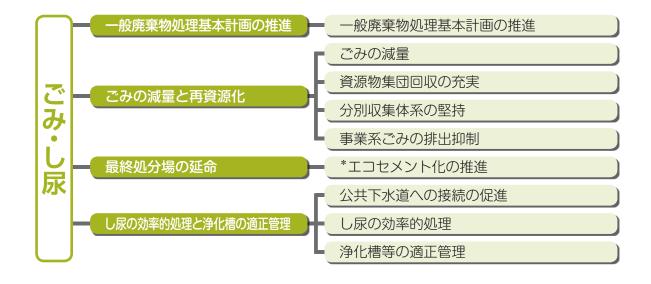
一般ごみの収集については、戸別収集の導入によって排出者責任が明確になりましたが、一部にごみ出しのマナーの悪い集合住宅などが見受けられます。一般廃棄物処理基本計画にもとづき、町民に対する意識啓発とともに、効率的かつ適正なごみの減量と分別収集、再資源化のさらなる推進をはかる必要があります。

また、子ども会や町内会・自治会による資源物の集団回収に対して奨励金を交付していますが、収集量が減少しつつあります。資源化率の向上をはかるため、町民の理解と協力をもとめ、集団回収の拡充を促進していく必要があります。

燃やせないごみについては、リサイクルプラザで中間処理後、東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場で不燃物の最終処分と焼却灰の*エコセメント化を行っていますが、処分能力の延命が大きな課題であることから、ごみの排出抑制への取組が極めて重要となっています。

し尿処理については、未水洗化世帯の把握とし尿の効率的な処理を継続するとともに、公共下水道整備後の速やかな接続を促進していく必要があります。また、 未水洗化世帯については受益者負担の適正化の観点から、し尿処理手数料の改定 を検討することも必要です。

施策体系





数値目標

第1章

第2章

第3章

 項目
 現状値
 平成27年度
 平成32年度

 ごみ排出量 (1人1日あたり)
 932.0g (平成21年度)
 862.1g
 792.2g

 資源化率
 35.5% (平成21年度)
 37.9%
 40.0%

1人1日あたりごみ排出量・資源化率の推移

(g, %)

年度区分			平成19年度	平成20年度	平成21年度
1人1日あたり ごみ排出量	973.0	1,008.9	1,002.5	977.3	932.0
資 源 化 率	32.4	35.6	35.7	35.3	35.5

出典:多摩地域ごみ実態調査



施

策

第1

第2章

第3章

(1) 一般廃棄物処理基本計画の推進

①一般廃棄物処理基本計画の推進

西多摩衛生組合構成市町が共同で策定する一般廃棄物処理基本計画に もとづき、一般廃棄物の処理をより一層適正かつ効率的、効果的にすす めます。

(2) ごみの減量と再資源化

①ごみの減量

ごみの自己処理および過剰包装の抑制を促進し、一層のごみの減量化 をはかります。

②資源物集団回収の充実

ごみの資源化率を向上させるため、回収品目の拡充や奨励金の適正化など、実施団体数や実施回数が増加するよう、資源物集団回収の充実をはかります。

③分別収集体系の堅持

もっとも適切な分別方法を研究するとともに、一層の減量化と再資源 化をすすめるよう、ごみの分別に対する意識啓発につとめます。

④事業系ごみの排出抑制

大規模事業者に対しては、ごみの減量化計画の提出をもとめるとともに、立入調査により、減量に対する取組や分別状況を確認し、指導を行います。また、事業者に対するアンケート調査やごみの抜き打ち検査などを実施し、分別の徹底を指導していきます。

6



(3) 最終処分場の延命

①*エコセメント化の推進

東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場の延命化をはかるため、焼却 灰の*エコセメント化を推進します。

(4) し尿の効率的処理と浄化槽の適正管理

①公共下水道への接続の促進

公共下水道の整備済み区域については、各家庭の下水道への接続状況 を確認し、下水道への接続を促進していきます。また、*市街化調整区 域内の下水道整備の拡大をはかり、未水洗化件数の減少をめざします。

②し尿の効率的処理

年々減少しているし尿汲み取りについて、効率的な方法を検討するとともに、処理手数料の適正化や効率的な収納方法などについての研究を行っていきます。

③浄化槽等の適正管理

浄化槽を適正に使用するため、保守点検、清掃、定期点検の実施について、啓発活動につとめます。また、リサイクルプラザ内の浄化槽汚泥貯留槽を適正に管理します。

地球を守る環境にやさしいまち 第2節

環境保全

快適で利便性の高い社会基盤とライフスタイルの充実をもとめ、都市活動は依 然活発であり、それに伴って自然の減少や公害への対策などが問題となっていま

生活環境の中で寄せられる苦情は騒音、悪臭、大気汚染、水質汚濁など、多岐 にわたっています。町民の健康と良好な生活環境を守るため、苦情の発生源の早 期把握とその解消につとめていく必要があります。

町内への産業廃棄物処理事業者の進出については、「産業廃棄物処理施設の設 置等の紛争予防に関する条例 にもとづき、関係住民と事業者の間の紛争の予防 および調整を適切に行っていく必要があります。

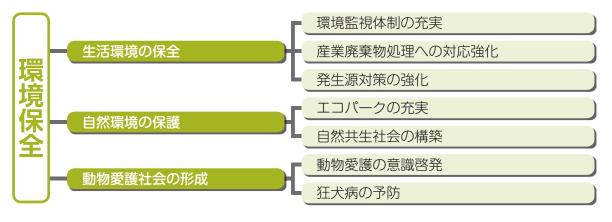
瑞穂町には、多くの生きものが生息している自然豊かな狭山丘陵や、カワセミ やコサギなど数多くの野鳥が観察される狭山池公園があります。町の宝である自 然を守り、生きものが生息しやすい環境を保全するために、町民や事業者へ*生 物多様性の重要性などについての啓発活動を継続し、より多くの理解と協力をも とめていく必要があります。特に、狭山池へミシシッピアカミミガメ(ミドリガメ) をはじめ外来種の生きものを放すというモラルの欠如や意図的な行為により、在 来の大切な生態系が崩れ始めているため、警告や監視体制を強化し、未然に防止 する必要があります。地域固有の自然の保全につとめ、自然との共生社会を構築 することが重要です。

また、動物を愛護する気持ちや飼い主のモラルやマナーの向上も大切です。「動 物の愛護及び管理に関する法律しおよび「東京都動物の愛護及び管理に関する条 例」にもとづき、動物の愛護と飼育、虐待防止について啓発するとともに、「狂 犬病予防法」にもとづき、飼い犬の登録と予防接種率の向上につとめる必要があ ります。

施策体系

施

策



(1) 生活環境の保全

①環境監視体制の充実

公害の未然防止と早期対応をはかるため、環境パトロールの巡回監視 を強化するとともに、大気調査や水質調査などの環境調査を定期的に実 施し、良好な生活環境の保全につとめます。

②産業廃棄物処理への対応強化

産業廃棄物処理施設の設置計画が示された際には、住環境を阻害しな いよう、「産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例」の遵 守をもとめるとともに、苦情発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を 維持します。

③発生源対策の強化

東京都と連携し、環境に悪影響を及ぼしている発生源への公害防止指 導を行います。また、家庭生活に起因する公害に対する指導や有害物質 に関する的確な情報提供を行い、環境にやさしい生活スタイルについて 啓発していきます。

(2) 自然環境の保護

①エコパークの充実

環境学習の拠点であるエコパークの里山復元など、工夫をこらした環境整備につとめるとともに、自然環境に関する啓発活動の充実をはかります。また、ドッグランについては、利用者の自主活動をすすめるための組織づくりを支援します。

②自然共生社会の構築

動植物の良好な生息空間の保護と、人間との共生社会の形成をめざし、 *生物多様性への関心を高め、理解を深めるよう、啓発活動につとめます。 特に、外来種生物の流入防止への注意喚起と、在来生物を保全するため の対応をはかります。

(3) 動物愛護社会の形成

①動物愛護の意識啓発

「動物の愛護及び管理に関する法律」および「東京都動物の愛護及び 管理に関する条例」にもとづき、動物の愛護と適切な飼育、虐待や飼育 放棄の防止、モラルの向上などについて啓発していきます。

②狂犬病の予防

「狂犬病予防法」にもとづき、飼い主へ飼い犬の登録と予防接種の必要性を周知し、接種率の向上につとめます。



残堀川で繁殖したカワセミの親子





みずほエコパーク



バタフライ・ガーデン (みずほエコパーク)

4 環境美化

現況と課題

第1

第2章

施策体系

第3章

ごみの散乱や雑草の繁茂、無秩序な捨て看板など、見苦しい景観は町のイメージダウンだけではなく、非行や犯罪を誘発する要因としても指摘されています。

ごみを捨てない意識を啓発するために、毎年6月に全町一斉清掃を実施しています。また、環境パトロールによる巡回監視により、不法投棄の防止や空き地の 適正管理の指導、路上の広告物の撤去を行っています。

このような中、町民の環境美化に対する関心は高まり、ボランティアによるご み拾いなどが行われていますが、その一方では、相変わらずのごみのポイ捨て、 タイヤや家電などの不法投棄、空き地の雑草などに関する苦情もあります。

町の美しい景観を維持し、向上させるためには、環境美化活動を絶やすことなく拡充していくことが重要です。今後も、自主的な美化活動の奨励と支援を続けていくとともに、「捨てない」、「見過ごさない」という基本的な意識を啓発するための工夫と、多くの町民、団体の継続的な協力をもとめていくことが必要です。

環境美化

環境美化の推進

美化意識の向上

美化活動の奨励・支援

不法投棄および不適正排出の防止

空き地の適正管理

関係機関との連携





小学生による花植え

施



(1) 環境美化の推進

①美化意識の向上

全町一斉清掃を通じて、町の美化および町民の美化意識の高揚をはかります。また、花植え運動を通して、町民や子どもたちの手による積極的な環境美化を奨励します。

②美化活動の奨励・支援

清潔で美しい公園や河川を保持するため、町内会・自治会などによる 適切な管理を奨励します。また、町民、団体、事業者による環境に対す る自主的な取組を支援します。

(2) 環境悪化の抑制

①不法投棄および不適正排出の防止

環境パトロールの巡回監視や看板の設置、土地所有者への通知、「広報みずほ」などによる啓発活動により、不法投棄防止対策を推進するとともに、防犯パトロールや警察などと連携し、投棄者への警告を行い、不法投棄の撲滅につとめます。また、ポイ捨てや不適正な排出によるごみの散乱を防止します。

②空き地の適正管理

不法投棄や害虫の発生、犯罪などを助長するおそれのある放置されたままの空き地や畑などの所有者に対し、適正管理を指導します。

③関係機関との連携

町内の国道、都道、都立公園などへの不法投棄、不適正排出などについては、関係機関と連携し、迅速に対応します。



全町一斉清掃